

常滑市建築物耐震改修促進計画



改定版

概要版

2021～2030

計画改定の概要

常滑市耐震改修促進計画の策定 (平成19年度)

2008～2015

平成23年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2020～」が策定されました。
※平成26年3月、平成27年7月一部改定

東日本大震災の発生
(平成23年3月)

平成25年に「耐震改修促進法」が一部改正されました。

常滑市建築物耐震改修促進計画の改定 (平成27年度)

2016～2020

平成31年に「耐震改修促進法施行令」が一部改正されました。

熊本地震の発生
(平成28年4月)

令和2年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2030～」が策定されました。

大阪府北部地震の発生
(平成30年6月)
北海道胆振東部地震の発生
(平成30年9月)

常滑市建築物耐震改修促進計画の改定 (令和2年度)

2021～2030

常滑市では、これまでの状況を踏まえ、県計画の新たな目標や考え方を取り入れ、改めて耐震化の進捗状況の確認を行うとともに、これまでの施策を継続しながら、地震から生命及び財産を守るため、市民、事業所等の皆さんとともに、更なる耐震化・減災化の促進を図っていきます。

計画の概要

対象建築物

本計画で耐震診断・耐震改修を促す対象は、常滑市内において、**昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の以下に示す建築物**です。

区分	内容	
住宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅	
特定既存耐震不適格建築物	①多数の者が利用する建築物	法第14条第1号
	②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法第14条第2号
	③通行障害既存不適格建築物	法第14条第3号
要緊急安全確認大規模建築物	既存耐震不適格建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるもの。	
要安全確認計画記載建築物	①計画に記載された災害時に公益上必要な建築物	法第7条第1号
	②県計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る）	法第7条第2号
	③本計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるもの限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）	法第7条第3号

法：耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

県計画：愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2030～

本計画：常滑市建築物耐震改修促進計画

対象区域

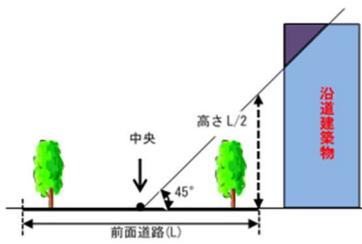
本計画の対象は常滑市全域です。

緊急輸送道路／通行障害既存耐震不適格建築物

本計画では、愛知県および常滑市が指定する緊急輸送道路の沿道における通行障害既存耐震不適格建築物（沿道建築物）の耐震診断、耐震改修に努めます。

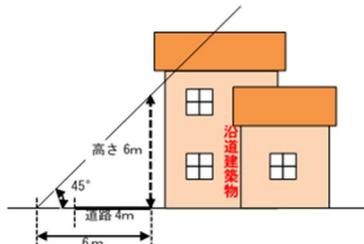
●道路幅員 12mを超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2とします



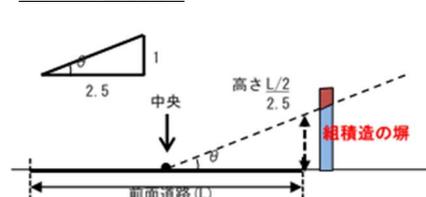
●道路幅員 12m以下の場合

前面道路幅員が12m以下の場合は、6mとします

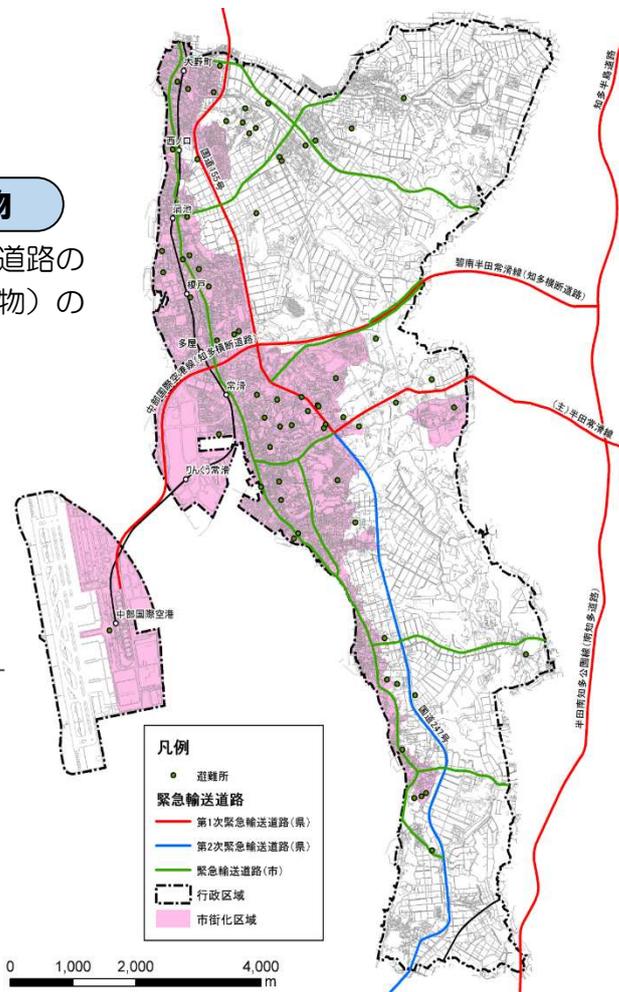


■組積造の塀の場合

道路の中心からの距離の1/2.5の高さで、長さ25mを超えるもの



緊急輸送道路等の指定状況



住宅の耐震化の現状と目標

現状における耐震化率を調査した上、計画期間の中間年度である令和7年度及び最終年度の令和12年度における耐震化の目標を設定しました。



耐震化の普及・啓発

住宅・建築物の耐震化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の耐震性を的確に把握する必要があります。常滑市では、次のような施策を展開します。

各種媒体による情報提供

常滑市ではこれまで、市広報への定期的な掲載や、地域の回覧板等により、耐震診断の受診や耐震改修の実施等について呼びかけてきています。今後ともこうした手段による情報提供を継続していきます。

また、地震災害等に対する備えや耐震化に関する情報として、「常滑市地震ハザードマップ」や県が提供している「南海トラフ地震浸水想定・震度分布・液状化危険度等の情報」等をホームページにて公開しています。

さらに「とこなめ防災ガイド」を作成し、地震とそれに伴う津波への備えはもとより、風水害・土砂災害等、自然災害についての基礎知識やコラム、非常持ち出し品・非常備蓄品チェックリスト等を掲載しています。

住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

木造住宅の耐震化は建築物の耐震化の中でも最も重要な対策のひとつです。旧耐震基準で建設された木造住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、無料耐震診断の周知と診断結果で安全性が低いと判定され、その後、耐震改修工事を実施していない所有者を対象に耐震化に向けての動機づけを目的にダイレクトメールを送付しています。

今後も、これらの支援を継続し、住宅の耐震化の促進に努めます。

耐震改修
耐震改修まかせなさい！

木造住宅の耐震診断は無料！

耐震改修で地震に強い住まいに！

【ご存知ですか？】
木造住宅の耐震改修に補助金があります。

耐震診断 無料

耐震改修設計 最大 100万円
(耐震改修工事費の80%を補助)

耐震改修工事

まずは、常滑市都市計画課まで

愛知県

補助金助成制度

木造住宅無料耐震診断

住まいの耐震性を確認するために、木造住宅を対象に耐震診断を無料で行うもの

木造住宅耐震改修費補助

無料木造住宅耐震診断を受けられた住宅で、診断結果が1.0未満と判定され、一定の基準を満たす改修を行う場合

木造住宅耐震シェルター整備費補助

高齢者、障がい者等災害時の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保するために、木造住宅に耐震シェルターを整備する場合

ブロック塀等除却費補助

老朽化等による道路沿いの危険なブロック塀等の除却を行う場合

危険空家住宅の除却費補助

老朽化した危険な空家の除却を行う場合

耐震性のない建物の除却補助

旧基準木造住宅の所有者が除却工事を行う場合

耐震改修促進税制

耐震性の確保された良質な住宅・建築物ストックの形成促進を図るため、平成18年度（2006年）税制改正において「住宅に係る耐震改修促進税制」及び「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されています。これにより、住宅あるいは事業用建築物の耐震改修を行った場合に税制による支援が受けられるようになっています。

この制度は、税制改正によって見直しや更新がなされていますが、常滑市では県と協力しながら、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用し、耐震化促進を図るため、この制度について、広報等によりPRしていきます。

関連する安全対策

- 地震による人身被害の軽減に向け、家具の転倒や窓ガラス・天井の落下防止、ブロック塀、エレベータ等の安全対策を推進します。
- 建築物が倒壊しても、命を守るための一定の空間を確保する耐震シェルター設置、地震時の電気火災対策等、効果的な地震対策を検討します。
- 低コストの耐震化工法等、取り組みやすい耐震化の普及に取り組みます。

【お問合せ先】 **常滑市役所 建設部 都市計画課**

電 話：0569-35-5111（代表）

F A X：0569-35-5642

E-mail：toshikei@city.tokoname.lg.jp

※お電話でのお問い合わせは、平日の開館時間（08:30～17:15）で、休庁日は除きます。